

少量危險物運用基準

目次

第 1	総則	
1	貯蔵タンク等を設置する場合の屋内、及び屋外の定義	1
2	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所の扱い	1
	屋外の場合	1
	屋内の場合	4
	屋上の場合	7
	屋外及び屋内が混在する場合	7
	特殊な場所の場合	7
3	危険物の数量の算定	8
第 2	指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの遵守事項 (吹田市火災予防条例第 3 0 条)	1 0
第 3	少量危険物の貯蔵又は取扱いの遵守事項 (吹田市火災予防条例第 3 1 条の 2)	1 2
第 4	屋外の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準 (吹田市火災予防条例第 3 1 条の 3)	2 7
第 5	屋内の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準 (吹田市火災予防条例第 3 1 条の 3 の 2)	3 1
第 6	タンク（地下タンク及び移動タンク以外）の基準 (吹田市火災予防条例第 3 1 条の 4)	
	屋外タンク	3 5
	屋内タンク	3 9
第 7	地下タンクの基準（吹田市火災予防条例第 3 1 条の 5）	4 1
第 8	移動タンクの基準（吹田市火災予防条例第 3 1 条の 6）	4 6
第 9	消火設備	5 1
第 1 0	少量危険物の貯蔵及び取扱いに係る設備の維持管理 (吹田市火災予防条例第 3 1 条の 8)	5 2